

近 畿 圏

近 郊 整 備 区 域 建 設 計 画 ( 案 )

都 市 開 発 区 域 建 設 計 画 ( 案 )

説 明 資 料

平成18年5月

国土交通省国土計画局

大都市圏計画課

## 1. 計画策定の経緯

この計画は、近畿圏整備法に基づいて指定された近郊整備区域（4地区）及び都市開発区域（6区域）ごとに、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づいて府県知事が策定し、国土交通大臣が同意するものであり、近畿圏整備計画（計画期間おおむね15カ年間）に基づき、近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し、整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、施設の整備に関する事項等につきその大綱を定めるものである。

最初の建設計画は、昭和42年2月に策定され、その後、数次の改定及び新規策定が行われた。最近では、平成13年10月に新たな建設計画が策定されている。

今回、平成13年に策定された計画が平成17年度末で期限切れになったことから、新たな建設計画を策定しようとするものである。

## 2. 計画の概要

- (1) 平成12年に策定された第5次の「近畿圏整備計画」では、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏の実現を目的として、「強くてしなやかな産業経済圏域の形成」や「内外から人々の集う交流・情報発信圏域」などの将来像を描いている。

近畿圏建設計画は、近畿圏を取り巻く諸状況の変化に対応し、また、基本計画を推進していく上で、関係各府県が、今後概ね5カ年間の各区域内の開発整備にする基本施策、施設整備について策定するものである。

- (2) 主なプロジェクト等は以下のとおり。

### 高規格幹線道路

第二名神高速道路、近畿自動車道紀勢線、近畿自動車道敦賀線、山陽自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、中部縦貫自動車道、京奈和自動車道、京都縦貫自動車道、京奈和自動車道の整備等を推進する旨記述。

### 北陸新幹線

平成16年の政府・与党申し合わせに基づき、所要の事業を進めるとともに、早期の前線整備に向けた取組を推進する旨記述。

### 国際港湾の機能強化

特定重要港湾堺泉北港及び和歌山下津港において、港湾の機能拡大を図るとともに、良好な港湾環境の形成を推進する旨を記述。

### 関西国際空港（2期事業）

我が国を代表する国際拠点空港として機能強化を図るため、二期事業については、施設整備を2本目の滑走路を共用するために必要不可欠なものに限定し、平成19年限定供用に向けて整備を着実に推進する旨記述。

## 国際的な研究開発拠点の形成

近畿リサーチコンプレックスの中核となる関西文化学術研究都市をはじめ、彩都（国際文化公園都市）や播磨科学公園都市等、国際的な研究開発拠点の整備を推進するとともに、近畿各地における学術・産業の拠点との交流・連携を推進する旨記述。

### 3．計画の期間

平成18年度から概ね5カ年間

### 4．計画の構成

- (1) 計画の性格
- (2) 計画の対象区域
- (3) 計画の期間
- (4) 計画の基本的方向
- (5) 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
- (6) 産業の業種、規模等に関する事項
- (7) 土地の利用に関する事項
- (8) 施設の整備に関する事項
- (9) 環境の保全に関する事項
- (10) 防災対策に関する事項

### 5．区域の指定状況

政策区域	指定基準	指定状況
近郊整備区域 (4区域)	計画的に市街地として整備する必要がある地域	京都地区（京都府） 大阪地区（大阪府） 兵庫地区（兵庫県） 奈良地区（奈良県）
都市開発区域 (6区域)	工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域	福井敦賀区域（福井県） 琵琶湖東部区域（滋賀県） 京都中丹区域（京都府） 播磨区域（兵庫県） 和歌山区域（和歌山県） 伊賀区域（三重県）

## 6．計画の作成手続き等

計画作成手続き	作成者	府県知事
	協議	関係市町村長
計画同意手続き	同意者	国土交通大臣
	協議	関係行政機関の長
	意見聴取	国土審議会

### <参考> 財政上の優遇措置について

建設計画に基づいて実施される近郊整備区域及び都市開発区域に係る事業については、「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」により、財政上の特別措置が講じられることとなっている。

この法律は、平成17年度末までの期限となっていたが、2年間延長された。

## 7．国土交通大臣として同意するに当たり、確認する事項

建設計画に同意するに当たり、国土交通省及び同意するに際し協議を行う関係行政機関では、以下の内容を確認しております。

### 国土交通省確認事項

- ・近畿圏整備計画との整合性
- ・その他所管する各種計画との整合性
- ・直轄事業及び補助対象事業につき、当省の整備方針との整合性

### 関係行政機関確認事項

- ・所管する各種計画との整合性
- ・直轄事業及び補助対象事業につき、関係行政機関の整備方針との整合性

## 8 . 建設計画策定手続きスケジュール

月 日	府 県	国土交通省等
平成18年 2月 27日		第1回近畿圏整備部会（近畿圏建設計画策定の基本方針等について説明）
4月 下旬	建設計画原案作成 関係市町村長との協議開始（～ 5月中旬）	
5月 中旬 23日	国土交通大臣に協議の申し出	関係行政機関との協議開始 第2回近畿圏整備部会から意見聴取
6月 30日		国土審議会から意見聴取（部会長から 建設計画に係る審議内容を報告いただ いたうえ、審議）
7月 上旬		（関係行政機関との協議終了を受け） 国土交通大臣による同意 建設計画を関係行政機関の長へ送付